

○常滑市老人クラブ補助金交付要綱

令和4年3月31日要綱第47号

常滑市老人クラブ補助金交付要綱

常滑市老人クラブ補助金交付要綱（平成30年常滑市要綱第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、高齢者の心身の健康増進、教養の向上及び老人クラブ活動の活性化を図るため、老人福祉対策の一環として、第2条第1項第2号に規定する老人クラブ及び第2条第1項第3号に規定する老人クラブ連合会の活動に要する経費に対し、予算の範囲内において常滑市老人クラブ補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、補助金の交付に関し、市費補助金等の予算執行に関する規則（昭和36年常滑市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 単位老人クラブ 市内各地区及び市内その他これと同程度の区域に居住するおおむね60歳以上の者30人以上（50人程度を上限とする。）の会員で組織された団体をいう。ただし、1クラブあたりの全会員数が5人以上30人未満である場合には、当該人数をもって単位老人クラブとする。
- （2） 老人クラブ 単位老人クラブにより構成された団体をいう。
- （3） 常滑市老人クラブ連合会（以下「連合会」という。） 老人クラブにより構成された団体をいう。

（交付の対象及び交付基準等）

第3条 補助対象団体及び交付基準については、次のとおりとする。

補助対象団体	区分	交付基準（年額）
老人クラブ	老人クラブ活動費	連合会加入老人クラブ 817円×会員数 連合会非加入老人クラブ (817円－県連合会補助基準額)×会員数 (会員数基準日は、補助金を交付する年度の4月1日時点とする。)

	活動拠点運営費	活動拠点の運営等に要する経費を、予算で定める額の範囲内で補助する。
連合会	活動運営費	3,742円×連合会加入単位老人クラブ数
	生きがい教室事業費	6,800円×教室数

2 補助金の額は、交付基準額と、以下に掲げる補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、別表に掲げる経費については、各経費の補助上限額と実支出額とを比較して少ない方を補助対象経費とする。

補助対象団体	区分	補助対象経費
老人クラブ	老人クラブ活動費	老人クラブ事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料
	活動拠点運営費	
連合会	活動運営費	連合会事業の実施に必要な給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料
	生きがい教室事業費	

3 次の経費は、名目の如何を問わず補助対象としない。

- (1) 負担金
 - (2) 交際費、慶弔費、募金及び寄付金
 - (3) 酒類等に係る宴会費
 - (4) その他市長が補助することが適当でないと認めたもの
- (交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度5月31日又は事業開始予定日の1か月前までに常滑市老人クラブ補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定の通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、常滑市老人クラブ補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者

に通知するものとする。

(変更承認の申請)

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた事業計画の内容、経費の配分及び使用方法を変更しようとするときは、常滑市老人クラブ補助事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(変更承認の通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、適当であると認めた場合は、その内容を承認し、常滑市老人クラブ補助事業変更承認決定通知書兼追加交付・減額決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通ずるものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、翌年度4月30日までに常滑市老人クラブ補助事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、常滑市老人クラブ補助金交付確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通ずるものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、常滑市老人クラブ補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(前金払)

第10条 市長は、第5条及び第7条の規定により決定した補助金について特に必要があると認める場合は、交付決定額の範囲内においてその全部又は一部を前金払することができる。

2 前項の規定により補助事業者が前金払を受けようとするときは、常滑市老人クラブ補助金前金払申請書兼請求書（様式第8号）により市長に申請しなければならない。

3 市長は、補助事業者が前金払を受けている場合において、前条の規定により補助金の額を確定した場合には、次の各号により精算を行うものとする。

- (1) 前金払の額が補助金の額を超えるときは、補助事業者は、前金払の額から補助金の額を差し引いた額を市長に返還しなければならない。

- (2) 補助金の額が前金払の額を超えるときは、市長は、補助金の額から前金払の額を差し引いた額を補助事業者に交付するものとする。

(検査等の実施)

第11条 市長は、当該補助事業の適正な実施を図るため補助事業者に対し、報告を求め、又は指示し、必要と認めたときは検査することができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の取消し又は補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定の際に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法に不適当な行為があったとき。
- (4) 提出書類に虚偽の事項を記載する等不正な行為があったとき。
- (5) その他市長が必要と認めたとき。

(関係書類の保存)

第13条 補助事業者は、当該補助事業の収支を整理記帳し、その証拠書類、帳簿等を整理の上、補助事業完了の翌年度から起算して5年保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

経費	区分	補助上限額
旅費	旅費	参加者1人当たり往復5,000円
需用費	食糧費	参加者1人当たり1食500円 ただし、お茶代を除く。
	修繕費	修繕費の20% ただし、年間20,000円以内
備品購入費	備品購入費	購入費の20% ただし、年間20,000円以内

年 月 日

常 滑 市 長 殿

申請者 住 所
団体名
代表者

常滑市老人クラブ補助金交付申請書

次のとおり事業を行いたいので、常滑市老人クラブ補助金交付要綱第 4 条の規定により下記のとおり申請します。

記

- | | | |
|---|------------------|-----------------|
| 1 | 補助事業の名称 | 年度常滑市老人クラブ補助金 |
| 2 | 補助金交付申請額 | 円 |
| 3 | 補助事業の目的 | |
| 4 | 補助事業の内容 | |
| 5 | 補助事業の実施期間 | 年 月 日～
年 月 日 |
| 6 | 補助事業の経費の配分及び使用方法 | |

（その他添付資料）

- ・ 事業計画書
- ・ 収支予算書

第 号
年 月 日

殿

常滑市長

常滑市老人クラブ補助金 交付・不交付 決定通知書

年 月 日付け申請のありました、 年度常滑市老人クラブ補助金の 交付・不交付 について、下記のとおり決定しましたので、常滑市老人クラブ補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称 年度常滑市老人クラブ補助金
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 不交付理由
- 4 補助条件
常滑市老人クラブ補助金交付要綱の定めに従うこと。

年 月 日

常 滑 市 長 殿

申請者 住 所
団体名
代表者

常滑市老人クラブ補助事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた 年度常滑市老人クラブ補助金について、次により事業計画の変更を行いたいので常滑市老人クラブ補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり申請します。

記

補助事業の名称	年度常滑市老人クラブ補助金	
	変更前	変更後
変更しようとする事項		
変更しようとする理由		

第 年 月 日 号

殿

常滑市長

常滑市老人クラブ補助事業変更承認決定通知書
兼 追加交付・減額決定通知書

年 月 日付け申請のありました補助事業変更については、下記のとおり承認することを決定したので、常滑市老人クラブ補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称 年度常滑市老人クラブ補助金

2 変更を承認した事項

（1）補助金交付決定額の変更

変更前交付決定額	金	円
変更後交付決定額	金	円
追加交付・減額決定額	金	円

（2）事業計画の内容、経費の配分及び使用方法の変更

3 補助条件

常滑市老人クラブ補助金交付要綱の定めに従うこと。

年 月 日

常 滑 市 長 殿

申請者 住 所
団体名
代表者

常滑市老人クラブ補助事業実績報告書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定のあった事業
が完了したので、常滑市老人クラブ補助金交付要綱第8条の規定により、下記の
とおり報告します。

記

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1 補助事業の名称 | 年度常滑市老人クラブ補助金 |
| 2 補助金交付決定額 | 円 |
| 3 補助事業の実施期間 | 年 月 日～
年 月 日 |
| 4 補助事業の成果 | |

（その他添付資料）

- ・事業報告書
- ・収支決算書

第 号
年 月 日

殿

常滑市長

常滑市老人クラブ補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年常滑市老人クラブ補助金の額は、 円に確定したので常滑市老人クラブ補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により下記のとおり通知します。

記

補助事業の名称	年度常滑市老人クラブ補助金
---------	---------------

注) 補助金の前金払を受けている場合で、その額が今回確定した補助金額を上回る場合は、補助金の前金払の額から今回確定した補助金の額を差し引いた額について、常滑市老人クラブ補助金交付要綱第 10 条第 3 項第 1 号の規定により、市に返還していただきますので、その手続きについて指示を受けてください。

年 月 日

常 滑 市 長 殿

申請者 住 所
団体名
代表者

常滑市老人クラブ補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付確定のあった常滑市老人クラブ補助金について、常滑市老人クラブ補助金交付要綱第9条第2項の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金請求金額 金 円
ただし、 年度常滑市老人クラブ補助金として
(内訳)

2 振込先

金融機関名	種類	口座番号	フリガナ
			口座名義
銀行・金庫 農協・組合 支店	1. 普通 2. 当座		

年 月 日

常 滑 市 長 殿

申請者 住 所
団体名
代表者

常滑市老人クラブ補助金前金払申請書兼請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった常滑市老人クラブ補助金について、前金払を受けたいので、常滑市老人クラブ補助金交付要綱第10条第2項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 交付申請金額 金 _____ 円

2 前金払を受けたい理由

3 振込先

金融機関名	種類	口座番号	フリガナ
			口座名義
銀行・金庫 農協・組合 支店	1. 普通 2. 当座		